

県有庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査申請等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県有庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（以下「要綱」という。）に基づく申請書の取扱い及び入札参加資格者の資格審査（以下「資格審査」という。）に必要な事項を定めるものとする。

(資格審査の基準日)

第2条 資格審査の基準日（以下「審査基準日」という。）は要綱第3条の規定により申請書を提出した月の前月1日とする。

(添付書類)

第3条 要綱第3条第10号の「その他知事が別に定める書類」とは次の各号に掲げるものとする。

- 1 契約実績一覧表及びそれを証明する書面の写し
- 2 有資格者名簿及びそれを証明する書面の写し
- 3 入札の参加を希望する対象業務に関する事業登録等の届出を行っていることを証明する書面の写し
- 4 入札の参加を希望する対象業務ごとに従事する者が記載された名簿等及びその従事する者が社会保険に加入していることが確認できる書面の写し
- 5 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項の規定する事業主（以下「雇用状況報告義務者」という。）である場合は公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の写し
- 6 障がい者の就労に関する支援活動を行ったことを証明する書面の写し
- 7 次に掲げる品質及び環境マネジメントシステムの認証等の取得状況
 - (1) 国際標準化機構が定めた規格ISO9001又はISO14001の認証を取得している場合にあつては、その登録証の写し
 - (2) 一般財団法人持続性推進機構が実施するエコアクション21の認証を取得している場合にあつては、その登録証の写し
- 8 徳島県と災害支援協定を締結していることを証明する書面の写し又は審査基準日までの3年間において、災害ボランティア活動を行ったことを証明する書面
- 9 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当しないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約する書面
- 10 契約の締結等につき県内にある支店、営業所等に属する者を代理人に選任する場合にあつては、その支店、営業所等に係る法人県民税、事業税、特別法人事業税及び地方法人特別税について未納の額のないことの証明書
- 11 県内及び県外の双方に本店又は支店、営業所等がある場合にあつては、県内にある本店又は支店、営業所等の直近の事業年度に係る課税標準の分割に関する明細書（地方税法（昭和25年法律第226号）第57条第1項及び第72条の48第1項（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）第9条又は地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第11条の規定により法人の事業税の申告の例によることとされている場合を含む。）に規定する

課税標準の分割に関する明細書をいう。)の写し又は法人県民税、事業税、特別法人事業税及び地方法人特別税の納税証明書

- 2 知事が特別の理由があると認めるときは、前項第10号及び第11号並びに要綱第3条第1項第2号及び第4号から第9号までの書類を省略することができる。

(資格審査の実施)

第4条 知事は、要綱第3条の規定により申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項について審査する。

- 1 契約実績

- (1) 対象業務の総売上高

審査基準日直前の2事業年度における徳島県内の施設に係る対象業務の契約実績を平均した金額とし、その金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額とする。

- (2) 対象業務の官公庁における売上高

審査基準日直前の2事業年度における徳島県内の官公庁の施設に係る対象業務の契約実績を平均した金額とし、その金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額とする。

- 2 営業年数

創業日から審査基準日現在までの営業年数とし、営業休止等があった場合は、当該休止期間等を営業年数から控除する。

- 3 従事職員数等

- (1) 審査基準日において社会保険に加入し、対象業務に従事する職員数

- (2) (1)の職員数のうち3ヶ月以上継続して雇用している35歳未満の若年者数及び(1)の職員数のうち若年者数の占める割合

- (3) (1)の職員数のうち女性従事職員数

- 4 経営比率

審査基準日直前の1事業年度の貸借対照表及び損益計算書による。ただし、その計算結果に1%未満の端数がある場合は、その端数を切捨てとする。

- (1) 自己資本比率

自己資本額/総資本の額×100(%)

- (2) 流動比率

流動資産の額/流動負債の額×100(%)

- (3) 利益率

当期純利益/総資本の額×100(%)

- 5 有資格者数等

- (1) 審査基準日において社会保険に加入している職員のうち徳島県内の事業所で対象業務に従事し、法令等により資格を取得している職員数

- (2) 清掃業務に従事する職員数のうち雇用保険に加入している短時間労働の職員が取得しているビルクリーニング技能士の保有数

- (3) 清掃業務に従事し、社会保険に加入している職員数のうちビルクリーニング技能士を取得している職員数の占める割合

- 6 障がい者雇用状況等

- (1) 障がい者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項に規定する雇用状況報告義務者である場合については、直近の公共職業安定所への報告時における障がい者の雇用の有無、それ以外の事業主については審査基準日における障がい者の雇用の有無

- (2) (1)の審査結果により点数が付与された者のうち、審査基準日において障が

い者を3年間継続して雇用していることの有無

(3) 障がい者就労支援

審査基準日までの3年間において、障がい者の就労支援活動実績の有無

7 国際標準化機構等が定めた認証等の取得状況

(1) 審査基準日における国際標準化機構が定めた規格ISO9001又はISO14001の認証の有無

(2) 審査基準日における一般財団法人持続性推進機構が実施するエコアクション21の認証の有無

8 防災への取組

審査基準日における徳島県との災害支援協定の締結の有無又は審査基準日までの3年間における災害ボランティア活動の実績の有無

9 建築物の衛生的環境の確保に関する法律の登録状況

審査基準日における建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項に規定する登録の有無

(等級格付等)

第5条 県有庁舎等の維持管理業務委託契約に係る等級格付基準（以下「等級格付基準」という。）別表第2に基づく格付については、次により計算した値を各等級の規定業者数とする。算出の結果、端数がある場合は小数点第1位を切り上げる。

(1) 3等級区分の場合

A等級の規定業者数＝対象業務の全登録業者数×1/3

B等級の規定業者数＝（対象業務の全登録業者数×2/3）－A等級の規定業者数

C等級の規定業者数＝対象業務の全登録業者数－（A等級の規定業者数＋B等級の規定業者数）

(2) 2等級区分の場合

A等級の規定業者数＝対象業務の全登録業者数×1/2（又は2/3）

B等級の規定業者数＝対象業務の全登録業者数－A等級の規定業者数

2 ある等級の最下位順位に該当する者が複数ある場合は、等級格付基準別表第1（1）

（7）（8）（9）により付与された数値の合計が最も高い者を該当等級に格付するものとする。

3 前項の場合において、なおある等級の最下位順位に該当する者が複数ある場合は、そのいずれの者も該当等級に格付を行う。

4 要綱第4条ただし書による者の格付は、付与された数値の合計が、ある等級の最上位順位と最下位順位との数値の範囲内にある場合は、ある等級に格付することとし、ある等級の最下位順位と次位の等級の最上位順位との数値の範囲内にある場合は、次位の等級に格付を行う。

5 要綱第8条に規定する資格の有効期間中に等級格付に関する事項に変動があった場合においても、再格付は行わないものとする。

(名簿の公表)

第6条 知事は、要綱第5条第1項の規定により入札参加資格を取得した者に係る次に掲げる事項を一般の閲覧に供するとともに、徳島県ホームページにより公表するものとする。

1 入札参加資格を取得した対象業務

2 商号又は名称

3 代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

4 所在地（個人の場合は、住所）

5 点数及び等級区分

6 入札参加資格の有効期間

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

この要領は、平成32年10月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。